

## 三重県防災啓発車派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県（以下「県」という。）と市町（防災担当部署）および消防本部（以下「市町等」という。）が共同で実施する防災啓発車による啓発事業について、県が所有する防災啓発車を市町等に派遣する場合の手続きについて必要な事項を定める。

2 この事業は、県民に対し地震に備える知識、技術を実験的な体験により習得させることを目的とする。

3 県が主催するイベント並びに公立学校からの要請については、以下第2条から第8条までを適用するが、各条文中に記載されている市町等を、県の各担当課及び各学校と読み替えるものとする。

(用途)

第2条 防災啓発車は、地震に関する防災知識の普及に活用するものとし、営利目的となる催しや酒類を提供するイベントには派遣しない。

(派遣希望の手続き等)

第3条 防災啓発車の派遣を希望する者は、市町等へ連絡または相談し、派遣要望を受けた市町等から、防災啓発車派遣希望調査表（別記様式第1号）を地域防災推進課長に提出すること。なお、市町等は、派遣希望場所における防災啓発車（大型：幅2.5m、長さ7.5m、高さ3.4m 中型：幅2.2m、長さ6.2m、高さ2.6m）の進入の可否および設置スペース（大型：幅4.0m、長さ9.5m、高さ3.5m以上 中型：幅3.7m、長さ8.2m、高さ3.2m以上）の確保について、あらかじめ確認すること。

2 前項の提出期間は、派遣を希望する日の属する月の6ヶ月前の月で、かつ、地域防災推進課長から防災啓発車派遣希望調査の依頼を受けた日から指定期日までとする。なお、同一日に要請が輻輳する場合は、派遣場所等を考慮し決定する。ただし、派遣希望調査期間を終了した月に派遣希望が生じた場合は、市町等はあらかじめ防災啓発車の運行状況を地域防災推進課へ確認し、防災啓発車希望調査表を提出すること。

3 派遣希望については、県が指定するWebフォームにより防災啓発車派遣希望調査表を提出するものとし、電話等による手続きは行なわない。

4 地域防災推進課長は、防災啓発車の派遣を承認したときは、派遣希望先の市町等にその旨をWebフォームの自動返信メールにより通知するものとする。

(経費の負担等)

第4条 防災啓発車の移動および操作により使用する燃料費等の経費は、県の負担とする。

(事前打合せ)

第5条 派遣決定後、市町等担当者は事前に防災啓発専門員と防災啓発車の設置場所、設置時間、内容等について打合せを行なうものとする。

(防災啓発車の操作等)

第6条 防災啓発車の運転および起震装置の操作は、防災啓発専門員又は防災啓発指導員（以下、「防災啓発員等」という。）が行なうものとする。

2 防災啓発車の運用については、防災啓発専門員等1名以上とし、乗降補助者等を含め2名以上（乗車体験者数により増員）で行なうものとする。また、不足人員は市町職員、消防職員、教職員等（原則公務災害が適用する者）で対応し、防災啓発員等の補佐にあたること。

(派遣の中止)

第7条 荒天等により、体験者の安全又は防災啓発車の機能に支障が生じるおそれがある場合は、県と市町等は依頼者と協議のうえ、派遣を中止することができる。

(使用中の事故等)

第8条 派遣先における防災啓発車の地震体験時に生じた事故等の責任については、必要に応じて県と市町等及び依頼者がその都度協議するものとする。

(熱中症対策)

第9条 防災啓発車派遣における啓発中の熱中症対策については、別途定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防災啓発車の派遣について必要な事項はその都度定める。

(附 則)

この要綱は、平成22年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

この要綱は、平成31年 1月25日から施行する。

この要綱は、令和 4年11月15日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年 6月 1日から施行する。